

令和3年度県北沿岸地域新商品・新サービス開発事業Q & A

公益財団法人さんりく基金

1. 事業内容について

Q1-1 助成対象事業について、具体的にどのような事業を対象としていますか。

A1-1 地域資源を活かした新商品・新サービスの開発、既存商品の改良、観光客の受入態勢整備などの効果的な取組を対象とします。また、新商品・新サービス開発もしくは既存商品の改良を行うことを必須とし、当該商品・サービスの販路開拓のためのイベント・物産展等への出展活動も対象とします。

具体的な例としては、以下のような取組があげられます。

- ・魅力ある地域資源の新たな活用方法を見出し、訴求力の高い商品開発を行う。
- ・インバウンド対策として、商店等において商品やメニュー、販促ツール等の多言語化を図り、観光客の受入態勢整備を行う。
- ・ワーケーションの受入対策として、ホテル・旅館等において温泉等の地域の資源を活かし、質の高いおもてなしプランを開発する。
- ・三陸ジオパークなどの観光資源を活かした周遊観光体験プログラムの商品化を行う。

Q1-2 事業計画は、助成対象経費に関係する計画だけを記入すればよいですか。

A1-2 助成対象経費に関係する部分だけではなく、事業全体の概要も記入してください。様式第2号の事業実施内容・スケジュールの欄の他、必要に応じてその他の欄にも記入してください。

Q1-3 過去に「さんりく基金県北沿岸地域特産品開発事業」に採択され助成を受けたことがあるが、申請可能ですか。

A1-3 事業内容が異なる場合は申請可能です。過去に採択された事業と同様の内容の場合は対象外となります。また、助成機会の均衡を図るため、新規の申請者を優先する場合があります。交付申請書内に過去の助成実績の有無についての記載欄がありますので、採択の実績がある申請者は詳細を記入してください。

Q1-4 事業内容の変更を行う場合、どのような手続きが必要ですか。

A1-4 事前に承認を受ける必要がありますので、変更承認申請書（様式第5号）を提出してください。なお、助成対象経費（事業計画書の「事業費積算」の欄に記載した支出経費）の2割未満に相当する金額の各科目間の増減は、承認を受けずに変更できます。それ以上の増減がある場合や、申請した費目以外に新たに追加がある場合は、事前に事務局にご相談ください。

2. 助成対象経費について

Q2-1 事業従事者旅費とはどのようなものがあてはまりますか。

A2-1 当該事業で完成した商品・サービスの販路開拓にかかる旅費のみを対象とし、1回につき2名分を限度としております。個人的な商談は対象外とし、県や市町村、商工団体が主催するイベント、物産展等への出席のための旅費に限ります。完了時、参加したイベント等の実施要項や内容等を添付してください。

なお、タクシー代やガソリン代、高速道路代等、公共交通機関以外のものによる旅費は対象となりません。実費額での清算となりますので、各交通機関等の領収書のもらい忘れのないようお気をつけください。

Q2-2 対象外の経費の例を教えてください。

A2-2 機械・備品等購入費、通信運搬費（商品サンプル送料、DM送料等）、製造施設の賃借料、光熱水費、産業財産権等取得費（商標登録、特許出願等）、振込手数料（代引き手数料を除く）、直接売り上げや利益につながる費用など。

Q2-3 事業期間内に、商品の完成、成果物の納品等は完了しているが、支払いが済んでいないものは対象となりますか。

A2-3 対象となりません。助成対象は、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。また、支払いが済んでいても、納品されていないものは対象となりません。

Q2-4 試作品はどのように活用しても良いですか。

A2-4 試作品は、売り上げ向上や販路拡大につながるよう有効に活用してください。申請の際には、試作品の活用計画を事業の実施スケジュールや販売戦略と関連付けて記載してください。

Q2-5 試作品をテスト販売できますか。

A2-5 原則として試作品を販売することはできません。もし販売された場合は、販売分の金額を対象経費から除して精算します。同様に、事業計画に沿わない試作品の配布に関しても、対象外経費となります。なお、事業完了後、試作品の使用内訳の報告が必要ですので、配布先や数量等を忘れずに記録してください。

Q2-6 事業費が当初計画より上回った場合、交付決定額を超えて助成金をもらうことはできますか。

A2-6 できません。事業費が増大した場合、交付決定額以上の費用は自己負担となります。

Q2-7 申請書の「事業費積算」欄の記載例を教えてください。

A2-7 一例として記載します。なお、積算に係る見積書を添付してください。

事業費積算 (単位：円)	収入	[収入区分]		[内訳]		[金額]
			さんりく基金助成金			
		自己資金				113,460
				収入計		564,460
支出	[科目区分]	県内 発注	[内訳]		[金額]	
			外注費	○	パッケージデザイン料	150,000
			印刷製本費	○	パッケージ試作	150,000
			〃	○	翻訳費	50,000
			〃	○	チラシ作成	100,000
			広告宣伝費	○	のぼり作成	50,000

交通費は実費で ず。経路を記載し てください。	事業従事者旅費		大船渡～東京（新幹線 29,460 円、宿泊費 2泊 20,000 円）	49,460
	出展料	○	○○商談会出展料	15,000
			支出計	564,460

(※1) 助成金算出方法

支出計 564,460 円 × (助成率) 4/5 = 451,568 円 (千円未満切捨)

Q2-8 見積書の添付は必要ですか。

A2-8 必要です。事業費積算に係る見積書を添付してください。SNS の広告等、見積書が発行されない経費については、積算根拠となる書類を添付してください。

Q2-9 「県内発注」欄の県内企業・事業者の定義はありますか。

A2-9 この助成事業において、「県内企業・事業者」とは、岩手県内に本店又は支店等を有する企業・事業者を指します。

Q2-10 デザイナーにパッケージサンプルの印刷も委託できますか。

A2-10 企画デザインと印刷製本は分離し、印刷製本については専門業者への発注としてください。

Q2-11 コロナ禍で商談会や展示会に出展する機会が減り、EC サイト（インターネット上で商品を販売するウェブサイト）への新規出店を検討していますが、その経費は対象になりますか。

A2-11 新規登録料や使用料等のランニングコストは対象外ですが、本事業で開発した新商品や新サービスのプロモーションにかかる経費は対象となります。

Q2-12 材料費は「必要最小限に限る」とありますが、具体的な数量の目安はありますか。

A2-12 200 個程度までを目安とします。それ以上試作する必要がある場合は、事業計画の中で必要数量と必要となる理由を示してください。

3. 事務手続きについて

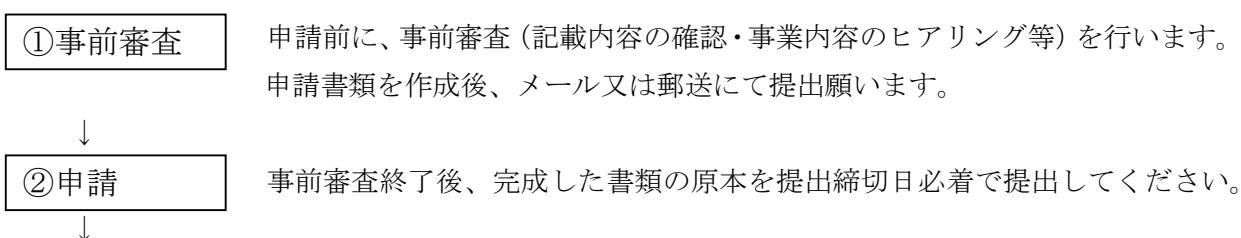
Q3-1 交付決定を受けた場合、助成金はいつ入金されますか。前金払はできますか。

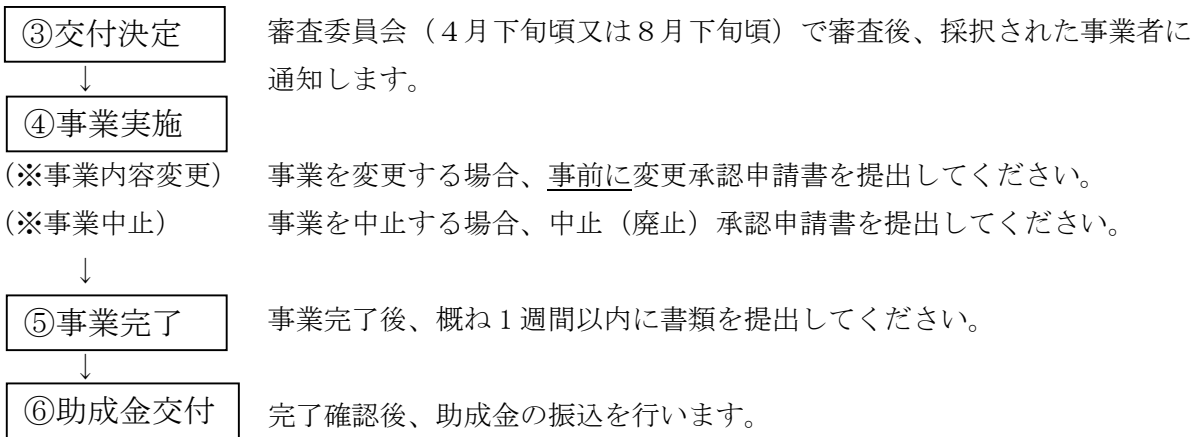
A3-1 前金払は行いません。事業完了確認後、助成金の交付を行います。

提出された書類の全ての確認が完了し、必要手続きが終了後 1 週間程度での振込となります。

Q3-2 申請後の流れを教えてください。

A3-2 申請から完了までの流れは次のとおりです。





4. その他

Q4-1 2次募集はありますか。

A4-1 あります。8月6日（金）を締切日としています。

2次募集に申請いただくと、事業期間がおおむね2月下旬頃までとなり、冬季に事業を実施することが可能となります。

Q4-2 事業期間の延長はできますか。

A4-2 原則として、期間の延長はできません。事業期間内に完了できるように計画的に事業を進めてください。

Q4-3 申請にあたっての注意点はありますか。

A4-3 ① 例年、申請書類の不備等が多くみられます。ご不明な点は、事前に事務局へご相談願います。

また、事業費の積算に関し、見積書の添付が必須のため、期日までにご準備をお願いします。

② 「連絡担当者」欄は、申請する事業内容を把握され、事務手続き等を行われる方のお名前及び日中に連絡が取れる電話番号の記入をお願いします。

Q4-4 事業実施にあたって必要となることはありますか。

A4-4 ① 事業内容について、新聞・雑誌・各種メディアやサイト等に掲載される場合、また告知物（チラシ等）を作成する場合は、さんりく基金の助成事業を受けている旨を必ず記載してください。なお、掲載が事前に把握できる場合は事務局へお知らせください。

② 事業実施の際は、取組内容がわかるよう、写真などの記録をお願いします。さんりく基金公式ホームページにて活動内容をご紹介する際に、提出いただきますのでご協力をお願いします。

Q4-5 申請書の「支援の状況」の欄には何を記入したらよいでしょうか。

A4-5 申請書の作成に関するアドバイスや支援、事業内容等の策定に対する助言、委託先や専門家の紹介など、申請する事業に関してなんらかの支援を受けている場合は、この項目に記載してください。

Q4-6 募集要項「6. 事業採択者ヒアリング」にある、専門家の派遣とはどのようなものですか。

A4-6 助成事業者が抱える事業課題の解決に対して、事業者が専門家の支援を希望する場合、さんりく基金が指名する専門家を派遣できる可能性があります。事業者と調整のうえ、詳細が決定されます。なお、全ての助成事業者へ専門家を派遣するものではありません。